国立大学法人室蘭工業大学学長選考実施細則

平成27年3月20日 室工大細則第3号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人室蘭工業大学学長選考規則(平成16年度室工大規則第5号。以下「選考規則」という。)第15条の規定に基づき、国立大学法人室蘭工業大学の学長候補者の選考に関し必要な事項を定める。

(学長候補適任者の推薦)

- 第2条 学長候補適任者の推薦は、別に定める学長候補適任者推薦書(以下「推薦書」という。)及び推薦者名簿により行う。
- 2 学長候補適任者の推薦は、推薦される者の同意を得なければならない。
- 3 学長候補適任者に推薦される者は、別に定める同意書、履歴書、所信表明書及び個人 情報の提供にかかる同意書を学長選考会議が定める日までに提出しなければならない。
- 4 推薦書及び推薦者名簿に記載された学長候補適任者又は推薦者が特定できない場合は、 当該推薦を無効とする。
- 5 推薦の受付期間は、学長選考会議が定めるところによる。 (意向投票の業務の委任等)
- 第3条 学長選考会議は、選考規則第6条第2項の規定に基づき意向投票対象者を選出したときは、選考規則第10条第1項の規定に基づき教育研究評議会(以下「評議会」という。)に意向投票の業務を委任するとともに、意向投票対象者の選考経緯及び選考理由を報告し、同者の履歴書及び所信表明書を提出するものとする。

(投票管理委員会の設置及び業務)

- 第4条 評議会は、意向投票を実施するに当たり、速やかに投票管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、選考規則第7条に規定する意向投票の実施に関する業務を行う。 (委員会の組織)
- 第5条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、評議会委員による2名制限連記無記名投票により、学長及び理事である者を除く評議会委員のうちから選出する。
- 2 前項の投票の結果、得票上位の者5名(末位が同点の場合は年長者とする。)を委員とし、次点者を補欠の委員として順次繰り上げるものとする。
- 3 委員の互選による委員長を置く。
- 4 委員に欠員が生じた場合には、評議会は、速やかに、これを補充しなければならない。
- 5 委員会の事務は、総務グループにおいて処理する。

(投票有資格者の名簿)

- 第6条 委員会は、選考規則第8条に規定する投票資格を有する者(以下「投票有資格者」という。)の名簿を作成し、意向投票を行う期日を通知した日から投票開始の時まで、事務局に保管し、閲覧に供するものとする。
- 2 前項の名簿に疑義のあるときは、投票日の2日前までに、その旨を委員会に申し出

なければならない。

(意向投票の公示及び通知)

- 第7条 委員会は、意向投票を行う期日を公示し、かつ、次項に掲げる事項を文書をもって通知しなければならない。
- 2 前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載し、投票期日の7日前までに行うものとする。
 - (1) 意向投票対象者氏名(五十音順)
 - (2) 投票の日時及び場所
 - (3) 投票の方法
 - (4) 意向投票対象者の履歴書及び所信表明書
 - (5) その他必要な事項

(意向投票)

- 第8条 意向投票は、委員会の定める投票用紙により行う。
- 2 意向投票は、単記無記名投票により行う。
- 3 投票有資格者が意向投票しようとする場合には、あらかじめ委員会から配布された 入場券を、委員に提示しなければならない。
- 4 委員は、提示された入場券を名簿と照合のうえ、投票用紙を交付する。
- 5 選考規則第9条の規定に基づく不在投票は、投票期日の前日までに、委員2名以上 立会のうえ行う。
- 6 前項の規定により、投票有資格者が不在投票しようとする場合には、委員会に文書 をもって届け出なければならない。

(開票)

第9条 委員会は、投票終了後、ただちに投票場において開票を行う。

(投票の効力)

- 第10条 意向投票において、次の各号に掲げる投票は無効とする。
 - (1) 所定の投票用紙を用いないもの
 - (2) 氏名の確認し難いもの
 - (3) 何らの記載のないもの(白票)
 - (4) 所定の事項以外の事項を記載したもの。ただし、職業、敬称等は、この限りでない。
- 2 前項各号に定めるもののほか、投票の効力に疑義が生じたときは、委員会が判断する。 (意向投票にかかる事務)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、意向投票にかかる事務については委員会に専決 させる。

(意向投票の結果の報告)

- 第12条 委員会は、意向投票が終了したときは、速やかに意向投票の結果を評議会に文書をもって報告しなければならない。
- 2 評議会は、選考規則第11条の規定に基づく学長選考会議への報告を、得票上位の者 3名の氏名及び得票並びに意向投票の経緯を記載した文書により行うものとする。

(学長選考会議委員等が意向投票対象者となった場合の措置)

- 第13条 学長選考会議委員が意向投票対象者となったときは、当該学長選考会議委員と しての資格を失うものとし、直ちに補欠の当該学長選考会議委員を選出しなければな らない。
- 2 評議会委員が意向投票対象者となったときは、当該評議会委員を委員に選出することはできない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、学長候補者の選考に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。